

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）

（傍線部分は今回改正部分）

改
正
案

別表第十一（第二百二十条の十五関係）
イ

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成二十五年三月	四千六百三万円
平成二十六年三月	四千四百七十万円
平成二十七年三月	四千三百八十七万円
平成二十八年三月	四千三百六万円
平成二十九年三月	四千二百六十八万円
平成三十一年三月	四千二百四十五万円
平成三十一年三月	四千二百七十八万円
令和二年三月	四千三百一千万円
令和三年三月	四千三百五万円

ロ

現
行

別表第十一（第二百二十条の十五関係）
イ

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成二十四年三月	四千七百二十八万円
平成二十五年三月	四千六百三万円
平成二十六年三月	四千四百七十万円
平成二十七年三月	四千三百八十七万円
平成二十八年三月	四千三百六万円
平成二十九年三月	四千二百六十八万円
平成三十一年三月	四千二百四十五万円
平成三十一年三月	四千二百七十八万円
令和二年三月	四千三百一千万円
令和三年三月	四千三百五万円

ロ

ハ

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成三十年三月	七百十八万円
平成三十一年三月	七百七八万円
令和二年三月	八百四十七万円
令和三年三月	八百八十万円

ハ

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成三十年三月	七百十八万円
平成三十一年三月	七百七八万円
令和二年三月	八百四十七万円